

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成24年2月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分をした年月日

平成24年2月14日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

株式会社丸福建設

(2) 主たる営業所の所在地

高松市鶴市町607番地1

(3) 代表者の氏名

合田 一洋

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一22 特一22）第3021号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命ずる。

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、次のいずれかに該当する建設工事に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの

イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 期間

平成24年2月28日から平成25年2月27日までの1年間

4 処分の原因となった事実

株式会社丸福建設の元代表取締役は、同社の代表取締役の在任中に、高松市が発注する牟礼中央公園舗装工事の指名競争入札及び高松市東部運動公園スポーツ広場舗装工事の一般競争入札に関し、それぞれ偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をしたとして、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項の規定による競売入札妨害の罪で、平成23年12月28日に高松簡易裁判所から、罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。